

令和2年9月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月8日(火) 午後1時30分から午後2時23分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 農用地の買入協議について(要請)
 - 第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の辞任について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 齊 庶務係長 森川 幸代

7. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様お疲れさまです。ただいまから令和2年9月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>まず初めに、江里口会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>それでは、本来ならば先日が農業委員会でごございましたけれども、台風10号の来襲によりまして1日延期をさせていただいたことをおわび申し上げます。</p> <p>大きな台風ということが前から報道等でおりましたけれども、今日のラジオの話では、台風9号が海を混ぜたために若干海水温が低くなって、そして、災害が若干抑えられたというようなことを言っておりました。地球温暖化で農業も非常に災害等に見舞われる頻度が高くなっております。私たちも地域のリーダーとして、災害等には十分気を払って、地元にも災害時の誘導、また避難等にも力を入れていただければと思っております。</p> <p>今日は農業委員会を開催いたしますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日は皆様の出席がございます。出席委員は14名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年9月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。3番下村委員、4番古賀委員をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について事務局より議案の説明をお願い申し上げます。</p> <p>議案書は1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は1ページからとなります。</p>
議長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件は、場所は小城町栗原、湯ノ谷公民館付近にある畑で、申請理由は譲受人の規模拡大となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願い申し上げます。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p>

資料は5ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件は、場所は小城町岩蔵、長崎自動車道と県道杉山小城線とが交わる高架北側にある田で、申請理由は譲受人の規模拡大となっております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は10ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、県道天山公園線から晴気川にかかる郷ノ木橋東の小城町郷ノ木地区にある農地で、転用目的は、一般住宅及び貸し資材倉庫等でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後、西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断をしております。

以上でございます。

この案件については事前調査を実施しておりますので、4番古賀委員に調査結果報告をお願い申し上げます。

調査事項につきまして報告いたします。

申請目的及び位置の検討につきまして、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

また、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できると思います。

実現確実性の判定につきまして、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実であると思います。

被害防除施設・用排水の検討につきまして、造成に伴う盛土は行わないが、申請地東に土留め工事を施工されるということです。

また、雨水は集水後に西側水路へ排水し、生活雑排水は合併浄化槽において処理後に西側水路に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと判断できます。

その他の特記事項につきまして、令和2年8月11日説明を受け、確認しております。

令和2年9月8日、農業委員、古賀義博。

議 長

事務局

議 長

4 番

議長

よろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願ひいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は20ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は、県道天山公園線から晴気川にかかる郷ノ木橋西の小城町中善寺地区にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については事前調査を実施しております。同じく4番古賀委員に調査結果報告をお願ひいたします。

4番

調査報告を行います。

申請目的及び位置の検討につきまして、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実であります。

被害防除施設・用排水の検討につきまして、申請地の周辺に土留め工事を施工され、雨水は集水後に西側道路側溝へ排水。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に道路側溝に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと判断できます。

その他の特記事項について、令和2年8月6日、説明を受け、確認しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願ひいたします。

事務局	<p>申請番号3について説明をいたします。 資料は28ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は、国道207号と主要地方道牛津芦刈線の交差点付近の牛津町柿樋瀬地区にある農地で、転用目的は集会場（葬儀場・法事法要会場）でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は周囲に側溝を敷設し、集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>し尿処理及び生活雑排水は公共下水道に接続し排水するため、周辺農地への影響はないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であります。周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>この案件については事前調査を実施しておりますので、1番野方委員に調査結果報告をお願いします。</p>
1番	<p>調査事項を申し上げます。</p> <p>申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。</p> <p>計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。</p> <p>実現確実性の判定について、地元事業計画の説明をされており、申請目的どおりに転用されることは確実であると思えます。</p> <p>被害防除施設・用排水の検討について、雨水は申請地の周囲に側溝を敷設し、集水後に南側水路へ排水。生活雑排水は下水道に接続し排水されるため、周辺農地への影響は少ないと判断できます。</p> <p>その他の特記事項について、令和2年8月11日に説明を受け、確認しております。</p> <p>令和2年9月8日、小城市農業委員会、野方俊彦。</p> <p>以上です。</p>
議長 12番	<p>ただいまの説明に対しまして質疑があればお願いいたします。</p> <p>この農地の代金がここに記入されておりませんが、大体この農地はどのくらいになりますか。</p>
事務局	<p>資料の28ページを御覧ください。</p> <p>28ページ中ほどの下のところに、権利移転設定の契約の内容の一番右側に、これは最初にお話をしたように賃貸借の契約となっております。これが1反当たり〇〇〇万〇〇〇〇円というふうになっております。これを面積の3,881平米で計算をいたしますと年額〇〇〇万円、ですから、月〇〇万円で契約をされております。これを1,000平米当たりの年額で計算し直すと、1反当たり年額〇〇〇万〇〇〇〇円というふうになっております。</p>
議長	<p>以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり） ほかにご覧いただけますでしょうか。 (質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として、3,000平米を超えての農地転用申請でございますので、県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号16まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は3ページから4ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が9件、利用権の再設定が7件、合計で16件、総面積は5万3,028平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長
7番

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

申請番号3番の新規、施設園芸(花き)、〇〇万〇〇〇〇円、全体ですかね、それとも、上に書いてあるように10アール当たりの金額なのか。

事務局

利用権設定の契約書自体が反当たりというふうに様式がなっておりますので、この記載のとおり1,000平米当たりの金額が〇〇万〇〇〇〇円というふうになっております。

今、小作の利用権設定をされた平均値での小作料を、農業委員さんほか利用権の契約をされる方にはお配りをさせていただいておりますが、米麦とか大豆で利用される方は、基本的には大体〇万〇〇〇〇円前後での利用権設定の金額が平均値となっております。その平均値の〇万〇〇〇〇円の中には、先ほど言いました施設園芸とかレンコンとか、そういう収益性が高いものに関しては平均値の中にも含めずに計算しております。ですから、ここで〇万〇〇〇〇円と記載をすれば、何でがん高かたやろうかというふうに思われるかなと思うところではあるんですが、あくまでも契約は相対で、それぞれ貸主さん借主さんが合意の下、契約をされておりますので、この3番目の契約に関しては反当たり〇〇万〇〇〇〇円の契約というふうになっております。

以上でございます。

12番

今、利用権設定の御説明がありましたけど、申請番号の13番と14番についてお尋ねいたします。

ほとんどがお金で設定されておりますけど、この13番と14番については米70キロということになっております。この70キロは金額にしてどのくらい、大体でいいですけど、分かる範囲内で結構でございますけど、お示しをお願いしたいと思います。

事務局

先ほどの質問にお答えします。

大体30キロ当たり〇〇〇〇円、カントリーの保有米内程度ということで算定をして、お米で70キロということで契約をされています。ですから、額にしたら〇万

1 2 番	<p>〇〇〇〇円になるのかなというふうにですね。それはあくまでもそのときで、お米の価格も上下しますので、必ずしも〇万〇〇〇〇円かと言ったら、そのときの状況で異なってはくるものの、あくまでもお米を70キロということでの契約をされていますので、よろしいでしょうか。</p>
1 3 番 1 2 番	<p>私どものところは中山間地区でありますので、米でくれというところが非常に多うございますので、参考にしようかなと思っておりますけど、私たちのところは〇〇〇〇円でなんか売れよらんごたあけんですね。大体〇〇〇〇円ぐらいで売買されようごたあけん、ちょっとその辺が私も困ったけん、〇〇〇〇円、割と米に対して高かなと、特に中山間地区やったけんですね。</p>
事務局	<p>中山間地区は、もともとが小作料が違うけん..... そいけんが、金額に対して米をやったりしよらすけんさ。そいけん、〇〇〇〇円で動きよるところのあったけんですね。</p>
議 長	<p>先ほど言いました賃借の平均値を出したところ、小城町の数量の少ないところでは、平成31年1月から令和元年12月までで契約した件数が16件あるんですが、平均値として大体29キロで契約をされているというのが前年の契約の状況です。</p> <p>例えば、三日月地区の多いところで2筆なんですが、平均131キロで契約をされていますので、あくまでも、さっきも言ったように地区によってそれぞれ異なりますので、どうしても参考となる数値を知りたい、聞きたいということであれば、農業委員会のほうに尋ねていただければ、御回答できる分に関しては回答をさせていただきますので、よろしいでしょうか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）</p>
事務局	<p>ほかにございませんか。 （質疑なし） ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号16までについては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は5ページを御覧ください。 所有権移転について、本日の審議件数は1件でございます。申請番号1について説明をいたします。 （土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 用地売渡等の希望申出についてを議題とします。売渡希望の申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は6ページを御覧ください。</p>

本日の審議件数は売渡希望が3件でございます。

資料は37ページからとなります。

売渡希望の申請番号1について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議 長
6 番

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

初めてでよく分かりませんので、ちょっとお尋ねします。

近隣相場価格が幾らかは農業委員会のほうから提示しても大丈夫とですかね。

事務局

畑、実際は樹園地ですので、これまで樹園地の取引の事例が、私4月から担当しているんですが、今まで何もないような状況です。ですので、本人さんから、あくまでも近隣の相場価格ということで申出があったとしても、幾らぐらいを考えていますかということをお尋ねをしていただきたいと思いますというふうに思っております。一応、事務局のほうでも畑、樹園地の取引事例とかを確認して、後ほど連絡をさせていただきますので、よろしいでしょうか。

6 番
事務局

これは相川さんと2人で地主さんのところに.....

そうですね、推進委員さんとお二人でお話をさせていただいて、日程調整をして、まずは地主さんにどれぐらいでということからお話をさせていただいて、その後、地区の生産組合長さんとか近隣の認定農家の方とかにお話をさせていただいて、購入するという方と額とかの調整がいたら、あと報告書を出していただくというふうになります。よろしいでしょうか。

議 長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

売渡希望の申請番号2について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議 長
1 1 番

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

これは1反当たり〇〇〇万円という金額が出ていますけど、これは相場というか、平均ですか。この間まで芦刈町は〇〇万円から〇〇〇万円という話が出よったばってん、これはちょっと場所が分からんばってん、その金額が妥当か、話合いでそれは決めなきゃいかんと思いますけど、そこら辺どうですか。

事務局

今、野口委員さんがおっしゃったように、〇〇〇万円というのはあくまでも本人がその金額で売りたいというふうに申出をされた金額ですので、必ず〇〇〇万円が契約額かという、そういうわけではございません。

先ほどの松尾委員さんにもお話をしたように、本人の意向を確認していただいて、地区の生産組合とか認定農家の方にお話をさせていただいて、〇〇〇万円じゃちょっと買えんよと、例えば、〇〇〇万円ならというお話があれば、それでまた本人さんに、地主さんにそういうお話をさせていただいて、幾らで売買の手続をするかということになりますので、あくまでも、今記載をしている〇〇〇万円は本人が〇〇〇

11番 事務局	<p>万円で売りたいというふうに申出をしている額というふうに判断していただければ と思っております。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>そして、これはいつから売買の契約とか、日にちはすぐ当たらんばとですか。</p> <p>農業委員会の後にあっせん委員さんに対しては、あっせん委員さんに指名をしま したということで農業委員さん、推進委員さんにもそれぞれ書類を送付いたします ので、それから手続というか、訪問とかしていただいて結構ですので、よろしくお 願いいたします。</p> <p>すみません、今回あっせん委員さんに指名する農業委員さんには会議後に書類を お渡ししますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手 をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>売渡希望の申請番号3について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、 あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長 5 番	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>初めてなものですからちょっと教えてください。</p> <p>これをあっせんすることについて、いつまでにとか期限みたいなものがあるん でしょうか。</p>
事務局	<p>お答えをいたします。</p> <p>あっせんを申し出るときには、今までは期限を特に設けずに、極端な話、あっ せんが成立しないものもずっと継続して、あっせんを農業委員会として受けていた というふうな取扱いをしておりました。</p> <p>ですが、あっせんを申し出た方からすれば、何ら返答がない、あっせんの申出 をしたけど、結果も分からない—結果も分からないというのは、売買が成立しない ことが多くございます。ですので、その結果の連絡もないというようなお話も最近 聞くようになっております。</p>
議 長	<p>ですから、事務局のほうでも、あっせんの期間を区切って、まずは、売却をした いという方に関しては少なくとも半年程度をめどに、申出をする際には半年で— ちょっと正式に決定はしておりませんが、申出をされる際に半年で売却の契約が できない場合は、その後、貸付けの希望の申出をしてくださいという形での説明を させていただこうかなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。(「承知しました」と呼ぶ者あり)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手 をお願いいたします。</p>
	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての借入希望を議題とします。

事務局

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は6ページを御覧ください。

本日の審議件数は借入希望が1件でございます。

資料は57ページからとなります。

借入希望の申請番号1について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、借受希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 農用地の買入協議について(要請)を議題とします。

事務局

事務局より説明をお願いいたします。

議案書は7ページを御覧ください。

買入協議の要請は1件でございます。

資料は58ページからとなります。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、あっせん担当を読み上げる。)

これは農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、認定農業者等の担い手に集積すべき農用地であると判断したことから、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、小城市長に対して申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請するものでございます。

なお、買入協議が成立すれば、申出者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けられるようになります。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり小城市長に要請することに決定しました。

次に、第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題とします。

事務局

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は8ページを御覧ください。

第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の辞任について説明をいたします。

資料は69ページからとなります。

議 長	<p>小城市農地利用最適化推進委員である芦刈町の樋口勝馬さんから辞任の申出がありましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により農業委員会に同意を求めるものでございます。</p>
	<p>以上でございます。</p>
	<p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
	<p>ないようですので、これより採決をいたします。小城市農地利用最適化推進委員の辞任について同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、辞任について同意することに決定いたしました。</p>
	<p>ただいま同意をいただきましたので、後任の推進委員の公募をいたします。</p>
	<p>市報やホームページにて周知を行う必要がありますので、後任の推進委員を委嘱するまでには一定期間を要することを報告いたします。</p>
	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかに皆さんから何かございましたらよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>69ページに辞任届を記載されています。</p>
	<p>70ページには、先ほど言いました農業委員会等に関する法律の条文を抜粋しております。「正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」というふうに法律で規定をされておりますので、先ほど同意をいただくための議案として審議をしていただいたということになります。</p>
13番	<p>辞任ですか。</p>
事務局	<p>辞任です。</p>
13番	<p>この人が辞任しんさつとですかね。</p>
事務局	<p>辞任されます。</p>
13番	<p>そいぎ、この第6号議案は辞任についてじゃなく解任じゃなくて？</p>
事務局	<p>辞任です。あくまでも法律上、推進委員の辞任というふうになっていますので、辞任。</p>
13番	<p>辞任になると、解任じゃなくて。</p>
事務局	<p>解任じゃなくて辞任です。</p>
13番	<p>新しく就任した人が辞任じゃなかと。就任じゃなくて。</p>
事務局	<p>就任と退任まで、今回は任期途中で病気療養のために今回おやめにならないといけないというような状況になっていらっしゃるようですので、先ほども言いましたように農業委員会の同意を得て辞任されるということで申出がございましたので、審議をしていただいたところでございます。</p>
議 長	<p>ほかに皆さんから何かありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、先月の農業委員会において御質問がありました農地の意向調査の件についてお答えをいたします。</p>
	<p>まず、調査時期ですが、前年度は、江里口委員さんがおっしゃったように3月に通知をしております。これは事務の遅れによるものであって、皆様には大変御迷惑をおかけすることになったと思っております。今年度は計画的に事務処理をするようにというふうに職員のほうにも話しておりますので、例年どおり10月から11月ぐらいには発送できるような形で準備をしたいと思っております。</p>
	<p>それと、回収率についてですが、直近の調査では1,770件発送をいたしまし</p>

て、回答があったのが1, 283件でございました。回収率としては72.5%となっております。

なお、それ以前の調査についてなんですが、申し訳ございません、発送件数とか回答件数を集計しておりませんので、回収率は不明でございます。ですから、今後は御質問があった調査の時期とか回収率、発送の件数とか、その辺は、農業委員さんに限らず農家の方から御質問があった際にはお答えができるようにこちらもきちんと管理をしていきたいと思っております。

最後に、次回の日程なんですが、今月の農地転用現地調査日を9月25日金曜日、1時30分から、ここ西館の2階2-6会議室。

10月の定例農業委員会の日時、場所ですが、10月5日月曜日、午後1時30分から、これまで行っておりました大会議室で行います。

以上です。

そしたら、以上をもちまして9月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

議 長

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員